

よくある質問

1 マイナンバーについて

No.	質問	回答
1	「マイナンバー（個人番号）」とは何ですか。	<p>住民票のある方全員に、12桁のマイナンバー（個人番号）を付番します。</p> <p>平成27年（2015年）11月から12月にかけて、平成27年10月5日時点で吹田市に住民登録がある方に、マイナンバー（個人番号）の「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」を簡易書留で住民票の住所へお届けしました。</p> <p>なお新生児や、海外から転入してきた方の通知カードについては、住民票が登録されてから、3週間程度で簡易書留にてお届けしています。</p> <p>原則として、マイナンバー（個人番号）は生涯変わりません。</p>
2	マイナンバー（個人番号）から、住所や家族関係などが推察できたりしますか。	<p>マイナンバー（個人番号）から、住所や生年月日、性別などの推察はできません。</p> <p>また、同一世帯の方であっても、連続した番号にはなりません。</p>
3	マイナンバー（個人番号）を変えることはできますか。	<p>原則として、同じ番号を続けて使っていただくこととなり、通知された番号を変えることはできません。</p> <p>万が一、マイナンバー（個人番号）を不正に使用されたり、その恐れがある場合に限り、変えることができます。</p>
4	「通知カード」とは何ですか。	<p>平成27年10月5日から、マイナンバー（個人番号）をお知らせするためにお送りしたカードが「通知カード」です。</p> <p>マイナンバーカードとは違い、紙（改ざん防止効果や耐久性のある紙幣のような紙）に印刷されたカードです。</p> <p>マイナンバー（個人番号）、氏名、生年月日、住所、性別が記載されています。写真は表示されません。</p>
5	通知カードがまだ届いていないのですが。	<p>「吹田市マイナンバーコールセンター 06-6318-7775」へお問い合わせください。</p>
6	通知カードが配達されたようですが、受け取ることができませんでした。不在票に記載されていた郵便局の保存期間も経過してしまっているようです。どのようにして受け取れば良いですか。	<p>郵便局での保存期間が経過した通知カードは、吹田市役所に返戻されてきます。返戻された通知カードの受取方法は2つあります。</p> <p>①再度、住民票の住所地に転送不要の簡易書留で送付。 ②吹田市マイナンバー相談窓口（吹田市役所内）で受け取る。</p> <p>いずれの場合も、あらかじめ吹田市マイナンバーコールセンター06-6318-7775にお問い合わせいただくようお願いいたします。</p> <p>なお、初回送付分の通知カード（平成27年（2015年）10月5日時点で吹田市に住民登録がある方に一斉送付した通知カード）の受取は、平成28年（2016年）12月28日をもって終了しました。</p> <p>マイナンバーが記載された書類は、通知カード以外に「マイナンバーが記載された住民票（1通300円）」と「マイナンバーカード」があります。至急マイナンバーを確認する必要がある場合は、「マイナンバーが記載された住民票（1通300円）」をご請求ください。また「マイナンバーカード」の初回の交付手数料は、当面の間無料となっております。</p>

No.	質問	回答
7	通知カードは何に使うのですか。	<p>平成28年（2016年）1月から、市や国での税や社会保障の手続きなどで、申請書などにマイナンバー（個人番号）を記入いただくことが増えています。</p> <p>その際は、マイナンバー（個人番号）の確認のために、通知カード（またはマイナンバーカード）を提示していただきます。なくさないように大切に保管していただき、手続きの際にはいつでもお持ちいただけるようにしてください。</p>
8	<p>通知カードをなくしたときはどうしたらよいですか。</p> <p>再交付は有料ですか。</p>	<p>通知カードは申請により再交付が可能です。再交付手数料は500円です。通知カードは即日発行ができず、申請から約1か月後に住民票の住所地に転送不要の簡易書留で送付されます。</p> <p>なお、通知カードの再交付を受けず、マイナンバーカードの交付（初回は無料）を受けることも可能です。申請から受取まで、概ね1か月半かかります。通知カードをなくされた方が申請時来庁方式により申請される場合は、本人確認書類が2点（内1点は顔写真付きの書類）が必要です。</p> <p>また、マイナンバーの確認だけであれば、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票（1通300円）を請求する方法もあります。（詳しくはNo.20の回答をご確認ください。）</p>

2 マイナンバーカードについて

No.	質問	回答
9	「マイナンバーカード」とは何ですか。	顔写真付きのICカードで、マイナンバー（個人番号）のほかに、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されています。マイナンバー（個人番号）の確認及び本人確認書類としてお使いいただけます。
10	マイナンバーカードは必ず申請しなくてもはいけませんか。	マイナンバーカードの申請は任意です。
11	マイナンバーカードはどのように申請すればよいですか。	<p>申請方法は、次の4つの方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通知カードに同封された申請書に、必要事項を記入し、写真を貼付して、同封の封筒で郵送する方法 ②スマートフォンやパソコンから申請する方法 ③街なかにある自動証明写真機で申請する方法 ④市役所に申請書を提出する方法 <p>詳しくは、通知カードに同封されるご案内、または下記のホームページをご覧ください。 「マイナンバーカード総合サイト マイナンバーカード交付申請」</p>
12	マイナンバーカードの申請はいつからできますか。	マイナンバーカードの申請は通知カードが届いた時点から可能です。
13	マイナンバーカードの申請には、どのような写真が必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズは、縦4.5cm×横3.5cm（パスポートと同じサイズ） ・最近6ヶ月以内に撮影したもの ・正面、無帽、無背景のもの ・写真の裏面に氏名、生年月日を記入してください。 ・カラー、白黒ともに有効 <p>なお、次のような写真は使用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔が横向きのもの。 ・無背景でないもの。背景に影があるもの。 ・正常時の顔貌と著しく異なるもの。 ・ピンぼけや手振れ等により不鮮明なもの。 ・帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。 <p>詳しくは、下記のホームページをご覧ください。 「マイナンバーカード総合サイト 顔写真のチェックポイント」</p>
14	マイナンバーカードの申請時の写真は自分で用意するのですか。	市役所で顔写真を無料でお撮りします。ご自身でご用意いただいても構いません。また、スマートフォン、パソコンからの申請は、ご自身で撮影したものが利用できますが、証明写真に準ずるものとなりますので、No.13の回答をご確認ください。

No.	質問	回答
15	マイナンバーカードの申請用の封筒（通知カード送付時に送付されたもの）は1枚しか入っていません。同じ世帯員が別々に郵送で申請したい時はどうすればよいですか。	<p>同一世帯の方が別の時期に申請される場合、お手数ですが、2通目の封筒はご自身で用意していただくこととなります。同封された封筒と同じ宛先（下記参照）を記入していただき、82円切手を貼って送付してください。</p> <p><宛先> 〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛</p>
16	マイナンバーカードの交付窓口はどこですか。開設時間を教えてください。	<p>場所：吹田市役所高層棟1階 受付時間：月～金曜日 9：00～17：20 （祝休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く） 第2・第4土曜日 9：00～16：30</p> <p>※出張所・サービスコーナーでの交付はできません。 ※マイナンバーカードの受取は必ず予約をしてお越しください。</p>
17	マイナンバーカードの交付が始まると、住民基本台帳カードはどうなりますか。	<p>平成28年（2016年）1月から、マイナンバーカードの交付が新たに始まったため、住民基本台帳カードの交付は平成27年（2015年）12月で終了しました。ただし、既にお持ちの住民基本台帳カードは、有効期限までご利用いただけます。「マイナンバーカード」には電子証明書の機能が標準搭載されますので、引き続き電子証明書の利用を希望される方は、「マイナンバーカード」を作成してください。</p> <p>※マイナンバーカードを作成すると、住民基本台帳カードはご返却いただくこととなります。</p>
18	マイナンバーカードは無料ですか。再交付手数料はいくらですか。	<p>初回の交付手数料は当面無料です。 再交付手数料は、電子証明書つきで1000円です。（カード再交付800円、電子証明書200円。）</p>
19	マイナンバーカードを申請したのですが、受取はいつごろになりますか。	<p>マイナンバーカードの作成は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において、申請を受付した方より順次行います。J-LISでは、作成したカードを住所地の市役所に郵送します。</p> <p>市役所では、カードを受領後、申請された方へカード交付の案内文書をお送りします。 申請から受取まで、概ね1か月半かかります。</p>

3 その他

No.	質問	回答
20	マイナンバー（個人番号）を記載した住民票の請求はどのようにすればよいですか。	<p>本人及び本人と同一世帯の方は、マイナンバー（個人番号）の記載のある住民票を取ることができます。 ※代理人からマイナンバー（個人番号）の記載がある住民票の写しの請求があった場合は、代理人に対して直接交付することができません。請求者本人の住所あてに郵便で送付しますので、事前に返信用封筒及び切手をご用意ください。</p> <p>法律や条例で決められている場合を除き、マイナンバー（個人番号）の利用は禁止されています。マイナンバー（個人番号）の記載の可否は、事前に提出先へご確認ください。</p>
21	外国人はこの制度の対象になりますか。	<p>外国籍の方も住民票に記載されている方は対象となります。</p>
22	通知カードやマイナンバーカードに、外国人の通称（名）は記載されますか。	<p>住民票に通称（名）の登録をしている方は、住民票に記載されている氏名に併記されます。</p>
23	10月5日以前から、海外に住んでいます。マイナンバー（個人番号）はどうなりますか。	<p>平成27年（2015年）10月2日までに国外転出届を出された場合は、マイナンバー（個人番号）は作成されず、通知カードも送付されません。 帰国されたときに国外転入届をすると、住民票が作成され、個人番号が付番され、通知カードが送付されます。</p>
24	交付申請書の点字表記欄のふりがなが違うのですが、どうしたらよいのでしょうか？	<p>マイナンバー（個人番号）カード交付申請書のふりがな表記は、マイナンバーカードの点字表記にのみ使用されるものです。そのため、点字表記を希望されない場合は、そのまま申請していただいても支障はありません。 ただし、点字表記を希望される場合は、「通知カード発行の基となるデータ」のふりがなの修正と、交付申請書の再発行が必要です。 お手数ですが、吹田市マイナンバーコールセンター 06-6318-7775にお問い合わせください。</p>
25	交付申請書の「代替文字情報」とはなんですか。	<p>マイナンバー（個人番号）カード交付申請書の代替文字情報には、電子証明書（公的個人認証）で利用ができない（一般のパソコンで表示ができない）氏名の漢字を、一般的な漢字に置き換えた場合の情報を記載しています。 この代替文字情報は、マイナンバーカードの券面には記載されません。</p>
26	マイナンバーカード申請中に転出することとなりました。何か手続きが必要ですか。	<p>マイナンバーカード申請中に他市町村へ転出されると、申請が無効となります。転出先の役所で改めて申請をお願いいたします。 詳細は、転出先の役所へお問合せください。 なお、吹田市内での転居の場合は、申請は無効となりません。</p>
27	その他のご質問	<p>吹田市マイナンバーコールセンター 06-6318-7775にお問い合わせください。</p>